（競馬法施行規則の一部改正）

第四条　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（競馬の実施に関する事務の委託） **第三条**　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号。以下「令」という。）第四条第二項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　精神の機能の障害により競馬の実施に関する事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者 二～九　（略） （登録の拒否） **第十五条**　競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者 二～十三　（略） （調教師又は騎手の欠格事由） **第二十二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。 一　精神の機能の障害により馬の調教又は騎乗を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者 二～十　（略） （競馬の実施に関する事務の委託） **第三十条**　令第十六条第十項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　精神の機能の障害により競馬の実施に関する事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者 二～九　（略）	（競馬の実施に関する事務の委託） **第三条**　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号。以下「令」という。）第四条第二項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者 二～九　（略） （登録の拒否） **第十五条**　競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者 二～十三　（略） （調教師又は騎手の欠格事由） **第二十二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。 一　成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者 二～十　（略） （競馬の実施に関する事務の委託） **第三十条**　令第十六条第十項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者 二～九　（略）

（家畜商法施行規則の一部改正）

第五条　家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者） **第三条の二**　法第四条第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （精神障害の届出） **第三条の三**　家畜商又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該家畜商が精神の機能の障害を有する状態となり家畜の取引の業務の継続が著しく困難となつたときは、当該家畜商の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	（新設） （新設）